





①	千葉港葛南中央地区岸壁等補修対策検討業務
随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	<p>本業務は、千葉港葛南中央地区岸壁(-10m)の補修対策の検討、葛南中央地区付帯施設の施工検討を行うものである。</p> <p>葛南中央地区岸壁(-10m)については、上部工やエプロンにひび割れが発生するなど老朽化が進行している。施設の補修にあたっては供用中の岸壁であることから、岸壁の利用条件、施工条件及び経済性に配慮した検討が必要となる。</p> <p>このため、業務の実施にあたっては岸壁の現況や利用条件を熟知し、必要な性能や施工上の制約及び経済性等を考慮して検討を行う必要がある。よって、当該施設の知見や施工性及び経済性等に配慮した補修方法に関する経験を踏まえた技術提案を受ける事により、優れた成果を期待できるものと考え、簡易公募型プロポーザル方式によって技術提案を求め、優れた提案を行った「(株)オリエンタルコンサルタンツ」を特定した。</p> <p>したがって、(株)オリエンタルコンサルタンツが本業務を円滑かつ適切に実施できると判断される。</p> <p>よって、会計法第29条の3第4項により、(株)オリエンタルコンサルタンツと随意契約するものである。</p>

②	千葉港葛南中央地区海岸保全施設改良工法等検討業務
随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	<p>本業務は、葛南中央地区海岸保全施設における海岸保全施設の改良に係る検討及び防護ラインの設定に係る検討を行うものである。</p> <p>葛南中央地区海岸保全施設の改良方法の検討にあたっては、近隣に住居、企業建物、製油所、漁港施設等が立地していることから、各施設の立地条件、制約条件等を考慮した施工方法の検討が必要となる。また、防護ラインの設定にあたっては、地震による影響、周辺施設への影響、不要となる施設跡地の活用検討など防護ライン設定に係る問題点を抽出、整理した上で、最適な防護ラインの比較検討が必要となる。</p> <p>以上のことから、葛南中央地区海岸保全施設の検討を行うためには、当該地域の立地条件及び制約条件に精通し、かつ新技術を含む改良工法など施工方法についても精通している必要がある。</p> <p>よって、当該地区に適用した立地条件、施工条件及び新技術を含む改良工法を踏まえた技術提案を受ける事により、優れた成果を期待できるものと考え、簡易公募型プロポーザル方式によって技術提案を求め、優れた提案を行った「株式会社エコー」を特定した。</p> <p>したがって、株式会社エコーが本業務を円滑かつ適切に実施できると判断される。</p> <p>よって、会計法第29条の3第4項により、株式会社エコーと随意契約するものである。</p>



